

## 借地借家法 期間の定めのない建物賃貸借 宅建 H08-12-1 &lt;&lt;#677&gt;&gt;

【問】 正誤をつけよ。

AがBに対してA所有の建物を期間を定めないで賃貸した。Aは、Bに対して、解約の申入れの日から6月を経過しないと建物の明渡しを請求することができない。

【答え】 正しい

《ポイント1》 解約による建物賃貸借の終了【★基礎必須】

建物の賃貸人が賃貸借の解約の申入れをした場合においては、建物の賃貸借は、解約の申入れの日から6月を経過することによって終了する。（借々法27条1項）

《ポイント2》 建物賃貸借契約の更新拒絶等の要件【★基礎必須】

建物の賃貸人による建物の賃貸借の解約の申入れは、正当の事由があると認められる場合でなければ、することができない。（借々法28条）

《期間の定めのない建物賃貸借のポイント》

〇〇から解約申入れ	正当事由	終了
賃貸人	必要	6月
賃借人	不要	3月